

3 章 留学生受け入れ戦略に関する考察

3-1 各国政府と国際機関における「外国人留学生」の定義とデータ収集の状況、並びに留学生数のカウントに関する提案

太田 浩（一橋大学 国際教育センター）

本節では、主要留学生受入国と国際機関における統計上の「外国人留学生」の定義についてまとめ、今後日本が留学生数をどのようにカウントすべきかについて提案したい。

まずは、主な留学生受入れ国において、外国人留学生がどのように定義され、カウントされているかについて以下に示す。

3-1-1 米国

米国の留学生の統計に関する情報は、Institute of International Education（以下、IIE）により詳細に集計・分析される。IIE が発表する留学生に関するデータの概要は、IIE のウェブサイト“Open Doors”⁸上で閲覧することができる。紙媒体の Open Doors にはより詳細なデータが含まれる。そこに掲載されていないデータについては、有料で入手可能である。

International students（留学生）は、「米国において認証評価（ア kredィテーション）を受けた高等教育機関に一時滞在ビザ（F-1, J-1 等）で在籍する者」として定義されている。移民（I-151 もしくはグリーンカードを持つ永住権取得者）、米国市民、不法滞在者、難民は留学生数に含まれない。

留学生が取得する必要のあるビザの種類は、留学期間に関わらず留学目的や内容、または週の授業時間数によって定められている。例えば、認証評価を受けた大学等に在籍して教育を受ける場合、または週に 18 時間以上の授業を受ける場合には F-1 ビザを取得するなどである。そのため、認証評価を受けた大学の正規課程に在籍している留学生については、学位取得目的、単位取得目的（交換・短期留学生など）に関わらず、合わせて集計される。また、3 ヶ月未満の短期研修の場合、ビザ取得の手続きを省くために、米国の受入教育機関が意図的に学業ではなく文化体験（文化交流）を目的としたプログラムであると位置づけることもあるため、受入機関での単位取得を伴わない留学生数に関しては、統計に反映できていない部分もあると考えられる。

留学生数の集計は、IIE が米国の高等教育機関や語学学校（大学附属の語学学校、エクステンション・センター、営利目的の語学学校を含む）に対してオンライン調査を実施し、

⁸ <http://www.iie.org/research-and-publications/open-doors> を参照。

その回答を元に統計処理を行っている。学部レベル・大学院レベルへの留学生数は高等教育機関により直接集計され、語学学校への留学生数は語学学校団体を通じて集計される。このデータ収集方法を元に、高等教育機関における留学生数の統計は出身国別、教育レベル別（学部課程（undergraduate）、大学院課程（graduate）、学位取得を伴わない留学（non-degree）などによって集計される。また、Optional Practical Training (OPT)と呼ばれる米国の大学を卒業後与えられる1年間の猶予期間（この期間を利用して、F-1ビザでの留学の専攻科目に関連した職につくことができる）を利用して米国に滞在しながら研修を受けている者も、留学生としてカウントされる。OPTの学生はすでに学業は終わっているが、その直前に教育を受けて学業を修了した学校がOPTのビザの保証人であることから、在籍した高等教育機関において留学生として集計される。OPTのデータは、OPTビザによって米国内に滞在・就業している人数に基づき算出される。

語学学校（Intensive English Program、以下IEP）の留学生については、別統計になり、語学学校に在籍した者すべてが対象となり、期間等に関わらず無条件で全員がカウントされる。つまり、ビザの有無や種類には関係がない。IEPの留学生についてヘッドカウント（頭数集計）だけでなく、“student-weeks”という数字も公表している。これは在籍した学生ごとに在学期間を週単位で掛け合わせたもので、一人の学生が1週間在学すると1 student-weekとなる。student-weeksを集計することの目的は、IEPで学ぶ留学生の在学期間が多様なことを考慮して、より実態に即した統計を得ることにある。

3-1-2 カナダ

カナダの留学生の統計に関する情報は、カナダ市民権・移民省(Citizenship and Immigration Canada、以下CIC)のウェブサイト⁹で公表されている。

カナダ統計局(Statistics Canada)は、2009年以降、OECDにより毎年出版されているEducation at a Glanceに対して提供している情報を補うために、カナダの教育分野における国際的指標をまとめたEducation Indicators in Canada: An International Perspectiveを発行している。そこに、カナダ統計局の定める「留学生」及び「外国人学生」の定義が以下の通り明記されている。

- International students（留学生）：居住国または直前の教育を修了した国以外で教育を受けている人。学生ビザの取得者など非永住者も含む。また、カナダ国外に位置するカナダの教育機関においてカナダのプログラムに在籍する学生（いわゆるオフショア学生）、及びインターネットを通してカナダの教育機関による遠隔教育プロ

⁹ <http://www.cic.gc.ca/english/resources/statistics/menu-fact.asp> を参照。

グラムで学ぶ外国人学生も含む。

- **Foreign students** (外国人学生) : より広いコンセプトを含み、国籍を持たない国で教育を受ける学生。上記の「留学生」のほか、移民、及び永住者としてカナダに入学した者も含む。

このレポートは国際指標とカナダの統計の比較を可能にするために、基本的には OECD による「留学生」と「外国人学生」の定義を適用している。ただし、オフショア・キャンパスに在籍する学生やインターネットを通じた教育を受けている学生を「留学生」に含む点が、勉学のために実際に国境を越えた学生を「留学生」とする OECD など国際機関の定義とは異なる。

留学生の定義は統計局によって定められているが、留学生に関する統計データを収集しているのは CIC であり、留学生数のデータは就学許可証 (Study Permit : 6 カ月以上の留学に対して発給) の発行数に基づいている。なお、カナダでは永住者を除き、学校、カレッジ、大学、その他の教育機関で 6 カ月を超えるコース、プログラムに就学する外国人は、就学許可証を取得しなければならない。

CIC の研究評価局 (Research and Evaluation Branch) は、毎年公表する出入国管理統計情報により、当該年度の基準日 (12 月 1 日) からそれ以前の 1 年間にカナダに入学した外国人、及び当該時点でカナダに在留する永住・非永住外国人に関する統計情報を集計し、発表している。CIC の統計データでは、以下の 5 つの教育レベルごとに統計情報が集計されている。

【図表 3-8】カナダの教育レベル別統計区分

教育レベル	対象
中等教育及びそれ以下 (Secondary or less)	カナダの初等及び中等教育機関
職業教育・訓練 (Trade)	カナダの職業訓練機関 (技術・職業学校、CEGEP ¹⁰ 、カレッジなど)
大学 (University)	カナダの大学機関における学部課程、大学院課程 (修士・博士)、及び他の教育課程
その他中等教育課程修了以上 (Other post-secondary)	中等教育課程修了以上のレベルの教育課程であって、大学や職業レベルではないもの。語学教育機関、私立教育機関、及び大学相当プログラムを含む
その他 (Other)	上記以外

出典: CIC Fact and Figures 2012

CIC では、就学許可証に基づいた統計を Foreign students の数として公表しており、いわ

¹⁰ Collège d'enseignement général et professionnel の略で、英語ではカレッジにあたる。ケベック州の学校体系独自の教育機関であり、修了資格が大学入学資格となる。

ゆる OECD など国際機関の定義による留学生 (International students) との区別はされていない。カナダの国際教育の促進を目指す政府系非営利団体であるカナダ国際教育局 (Canadian Bureau for International Education: CBIE) も、留学生に関する分析において、CIC による統計データを活用している¹¹。

他方、統計局では、中等後教育の教育機関として大学 (University) 及び職業訓練・短期大学 (College¹²) への留学生数を集計してデータベースに公表している。この留学生数は、秋学期のうち9月30日から12月1日までの各教育機関の任意の日における在籍者数が集計される。そのため、短期留学などの教育機関が集計する特定の日に在籍していない留学生は反映されない。特に職業訓練・短期大学 (College) では、年間を通して入学者の受入れや短期プログラムを実施しているため、データに反映されない留学生が多数に及ぶと思われる。さらに、プログラムごとの集計となっているため、1名の留学生が2つ以上のプログラムに同時に在籍している場合には、2名と数えられる (ヘッドカウント)。

CIC の統計には、就学許可証を有さない6ヵ月以下のコース、プログラムに所属する留学生数は含まれない。6ヵ月以下の留学では語学学校への語学研修が大部分を占めるため、カナダの多くの語学教育機関が所属する、非営利組織の Languages Canada が提供する情報が参考となる。2016年3月現在、Languages Canada には225の語学プログラムが登録されており、留学生の出身国、在学地域、在学期間の情報が提供されている。Languages Canada では登録している語学プログラムについて毎年調査を行っており、1月1日から12月31日を基準として、その1年間に在籍した学生数の統計データの収集を行っている。

3-1-3 英国

英国では、主に高等教育関連機関の寄付により運営されている高等教育統計局 (Higher Education Statistics Agency、以下 HESA) が留学生に関するデータを収集し、公表している。

HESA は、留学生の明確な定義を示しておらず、英国における留学生として統計データに収集されているのは Non-UK domicile students (非英国居住学生) である。UK domicile かどうかの判断基準は、入学前の通常の居住地 (Normal residence prior to commencing their programme of study) が英国であるか否かである。なお、HESA は国籍に関するデータも収集はしているが、その目的は外国籍の学生に対する高等教育の貢献度をはかるため、並びに EU と OECD へのデータ提出のためなどとしており、公表されている統計年鑑においては、EU 非加盟国のうち留学生の多い10ヵ国と EU 加盟国のうち留学生の多い10ヵ国の国籍別留学生数データのみ参照可能であり、その他の国々に関する統計は公表されてい

¹¹ CBIE の *A World of Learning 2014* を参照。

¹² Canadian Education Statistics Council 発行の *Education Indicators in Canada: An International Perspective 2014* (カタログ 81-604-X) によれば、カナダにおける College とは2年以上で実践的技術を集中的に学ぶ学校のことであり、即戦力となる人材を育成する機関である。

い。

HESA は、登録されているすべての高等教育機関から HESA Data Collection System というオンラインシステムを通してデータを収集する。毎年 8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日までの 1 年間を基準とし、各高等教育機関は学位取得または単位取得のために正規課程に在籍したすべての学生を集計し、期限までに HESA へ提出することが求められる。HESA が集計したすべての学生に関する一次データは HESA Student Record と言い、この一次データを基に、実際の在籍学生の把握と公表のために加工された統計データ（二次データ）は Standard Registration Population と呼ばれる。この公表統計データは、以下に該当する学生を含む。

- 協力／フランチャイズ協定 (Collaborative/franchising agreement) により、統計の対象となる英国の高等教育機関で教育は受けないが在籍はしている学生¹³（学事暦に基づく 1 年間、またはその一部分を占める）
- 英国に居住し、遠隔教育プログラムを受講する学生
- 英国外に居住し、奨学金が支給される遠隔教育プログラムを受講する学生(例えば、Crown servants overseas and the Services など)
- 1 学年間またはその一部分の期間で、職業訓練に参加する学生
- 1 学年間またはその一部分の期間で、海外留学に参加する学生

他方、以下に当てはまる学生は含まれない。

- 休学中の学生 (Dormant students: 勉学を休止しているが、正式に退学手続きを行っていない学生)
- 受入の訪問学生 (Visiting students)及び交換留学生 (Exchange students)¹⁴
- 博士課程修了後の学生（いわゆるポスドク学生）
- 教育課程全体が英国外で行われる場合
- 8 週間以上英国に滞在するが、教育課程が基本的には英国外で実施される場合¹⁵
- National College for Teaching and Leadership（国立教育指導専門学校：NCTL）の Subject Knowledge Enhancement（教科知識強化）コースに在籍する学生
- 特別研究期間 (Sabbatical) により訪問・滞在している研究員
- 修士課程準備コース (Writing-up) の学生

¹³ 交換留学制度などで海外の協定校において教育を受け、その結果、実際に教育を受けた国外の教育機関で修得した単位について英国の教育機関で単位認定を受ける学生のこと (Joint degree では、協定校と共同で 1 種類の単位が修得でき、Dual Degree では協定校それぞれから複数の単位を修得できる)。

¹⁴ HESA の一次データには交換留学生数が含まれるが、多くの交換プログラムにより統計上の数字が膨大となることを避けるため、公表される二次データには交換留学生は含まれない。なお、エラスムス計画による留学生も交換留学生に分類されるため、公表される二次データには含まれない。

¹⁵ 上記の協力／フランチャイズ協定によるプログラムは含まれない。

英国における留学生に関する統計データは、以下の表のような教育レベル別に集計されている。

【図表 3-9】 英国における教育レベル別統計区分

教育レベル	説明
Postgraduate research	主に研究活動を通して学位を取得する博士課程、修士課程及び学位取得を伴わない大学院レベルの教育（教職課程＜Postgraduate Certificate in Education: PGCE＞は除く）
Postgraduate taught	主に非研究活動（教育）により学位を取得する博士課程、修士課程、及び学位取得を伴わない大学院レベルの教育、教職課程や職業資格等を含む
Other undergraduate	学士課程に相当する学位、教職課程、職業資格、及びノンフォーマル学士課程等を含む
Undergraduate first degree	通常 3 年の学士課程により得られる学位

出典：Higher Education Statistics Agency

英国には、小規模のものも含めると 1,000 を超える英語教育機関があると言われている。また、それらの機関を認定・監査する機関も数多く存在する。すべての英語教育機関の留学生数を把握することは困難であるが、ブリティッシュ・カウンシルの認定を受けた約 460 の認定英語教育機関が加盟する English UK が毎年発表している統計が参考となる。語学学校を対象とした留学生に関する調査では、在籍した学生のヘッドカウント（頭数）ではなく、当該国からの学生数とその学生が在学した週を掛け合わせた合計（Student-weeks）で算出される。一人の学生が 1 週間在学すると 1 student-week となる。

3-1-4 オーストラリア

オーストラリアにおける留学生に関する統計は、教育・訓練省（Department of Education and Training、以下 DET）の国際教育部門¹⁶が詳細にまとめている。DET の統計データは毎月末に集計され、月ごとに DET のウェブサイトで発表されている。この統計データのシステムは 2000 年ごろから確立されており、オーストラリアは先進国の中でも最も詳しく留学生の統計をまとめている国の一つではないかと思われる。

オーストラリアにおける International students（留学生）とは、学生ビザを取得して在籍

¹⁶ <https://internationaleducation.gov.au/research/International-Student-Data/Pages/default.aspx> を参照。

している外国人学生のみである。DET のデータでは、オーストラリア政府奨学金 (Australian Agency for International Agency: AusAID より支給) を得て留学している学生はビザの種類が異なるため留学生には含まれない。また、3 ヶ月以内の滞在に必要な観光ビザや 4 か月までの在学が認められるワーキングホリデー・ビザによってオーストラリアの教育機関に在籍する場合も留学生には含まれない。また、ニュージーランド人の学生も、オーストラリアの教育機関で学ぶために学生ビザを必要としないため含まれない。その他、親の転勤など学生ビザ以外で滞在している外国人学生も含まれない。なお、オーストラリアでは留学生について、Foreign students という言い方はせず、通常、International students という用語のみを使う。ただし、政府関係機関は Overseas students という表記も使用する。

留学生数は、オーストラリア政府の高等教育機関および留学生管理システム (Commonwealth Provider Registration and International Student Management System: PRISMS) のデータから集計されている。PRISMS のデータは、入学許可証 (Electronic confirmation of enrolments) の発行数に基づいており、以下のように分類されている。

- 中等教育以下の学校、職業訓練校、高等教育機関、及び語学学校の各教育レベル別に学生ビザによる在籍
- 通常の居住地ではなく、国籍別

また Commonwealth Register of Institutions and Courses for Overseas Students (CRICOS、後述) に登録されている教育機関には実際に学習を始めた (在籍した) 留学生についての報告義務があり、これにより PRISMS には入学許可証の発行に加え教育機関からの在籍報告が反映されている。

AEI の統計数値には、在籍 (Enrolment) と新規 (Commencement) の数値が分けて表示されているが、新規とは、在籍者の中で新規にコース (教育課程) に入学し、学習を始めた留学生数である。在籍者数に関して、同一学生が 2 つのコースに在籍している場合 (例えば語学学校と学部) には、両方のコースでそれぞれカウントされる。

学生ビザによる分類は、学校によるものではなくコースやプログラムによるものである。協定等に基づく交換留学など、学位取得や卒業資格を目的としていない場合には Non-award に分類される。学位取得や卒業・修了を目的とした留学のみ、Higher Education、Vocational Education and Training (VET)、および Schools (初等・中等教育機関) に分類される。公立の職業訓練専門学校 (Technical and Further Education: TAFE¹⁷) のうち、学位を授与するコースに関しては、Higher Education に分類されるが、学位を授与しないものは Non-award となる。

出身国別の分類は、移民局及び教育機関から PRISMS に登録された国籍に基づいてなされるため、出身国と居住地とは一致しない場合もある。

¹⁷ 各州政府が運営する公立の職業訓練専門学校。日本で言う大学と専門学校の間存在的な存在であり、全土で 700 校近く存在し、約 120 万人が学ぶ。

オーストラリアは、自国における留学生の権利を保護する「留学生のための教育サービス(Education Services for Overseas Students: ESOS) 法」を制定している。その規定により、オーストラリアのすべての教育機関は、大学、高校、専門学校、語学学校などの種類を問わず、留学生を受け入れるためには、教育省により管轄され、教育の質を保証する政府登録制度である CRICOS に登録しなければならない。CRICOS に登録されるには、運営状況や教育内容、授業時間などの厳しい審査に合格する必要がある。留学生が学生ビザを申請する際には、留学先教育機関の CRICOS コードが必要となる。

語学学校に在籍する留学生数の統計は English Australia という英語学校の団体が集計し、毎年レポートを発行しているが、ウェブサイトでの公開はしていない。

3-1-5 ドイツ

ドイツの留学生統計関連の情報は、大学間における国際交流を促進することを目的としてドイツの大学が共同で設置したドイツ学術交流会 (Der Deutsche Akademische Austauschdienst: DAAD) により、Wissenschaft weltoffen という年鑑にまとめられている。

ドイツでは、外国人学生・留学生に関して Foreign students という用語を使っている。Foreign students は以下の 2 つに分類される。

- ビドゥンスアウスレンダー (Bildungsauslaender) : 外国の教育システムで高等教育前の教育を修了した外国人留学生
- ビドゥンスインスレンダー (Bildungsinlaender) : ドイツの教育システムで高等教育前の教育を修了した外国籍の学生

例えば、日本で少なくとも中等教育を修了してからドイツの高等教育機関に留学した場合には、前者 (留学生) となる。両親の仕事の関係などによりドイツで暮らし、ドイツのギムナジウム (8 年制の中高一貫教育のこと) を卒業してドイツの高等教育機関に進学した日本人は後者となる。

ドイツでは法律により、高等教育機関は冬学期に正規課程に入学した学生数を集計し政府に報告することが定められている。各教育機関から提出されたデータは州政府の統計局 (State Statistical Offices) が集計し、数値の妥当性を確認する。各高等教育機関が管理方法や規則を順守しないために、提出されたデータの妥当性が不適正な場合が少数ある。州統計局は収集したデータをまとめ、連邦政府統計局 (Federal Statistical Office) へ報告する。

留学生に関する統計データは、在籍者数と新規入学者数に分けて集計される。在籍者数及び再入学者数の集計は 8 月から 12 月にかけての冬学期に行われる。他方、新規入学者数は、冬学期の 10 月と夏学期の 4 月に集計される。在籍者数の速報値は例年 3 月に公表され、夏学期の新入生数を含む最終確定の統計の発表は、通常毎年 9 月から 11 月である。

また、留学生数はデータ収集時（スナップショット）の在籍者数により数えられる。よって、短期留学者などデータ収集時に在籍していなかった者は含まない。

ドイツ連邦政府統計局によると、私立の独立した語学学校に在籍する留学生数については一般に公表されている統計がない。連邦政府統計局が把握しているものは、公立または私立高等教育機関付属の語学学校に在籍する留学生数のみである。

3-1-6 フランス

フランスで、高等教育研究省と教育省により留学生に関するデータが収集され、教育・訓練・研究に関する統計資料（Repères et références statistiques¹⁸）の中でまとめられ、毎年発表されている。

フランスでは、外国人学生・留学生に関して Foreign students という用語を使っている。OECD など国際機関の定義に基づいた留学生（International students）と外国人学生（Foreign students）の区別がされておらず、統計上は外国人学生（Foreign students）という括りで外国籍を有する学生すべてのデータが収集・集計される。よって、ここでいう外国籍を有する外国人学生（Foreign students）には、外国の教育システムで中等教育まで（高等教育前）の教育を受けた外国人留学生とフランスの教育システムで中等教育（高等教育前の教育）を修了した外国籍の学生の両方を含む。言い換えると、フランスは、国際機関の定義による留学生（International students）と外国人学生（Foreign students）を分けた形で統計データを収集していない。

ただし、バカロレア（Bachelier: フランスの大学など高等教育機関に入学するための資格）を有していない学生のみ区別することは可能である。バカロレアの資格を有していない（Non-bachelier: 非バカロレア取得）外国人学生は、フランスの中等教育機関における標準の教育課程を修めていない学生である。換言すれば、非バカロレア取得外国人学生は、出身国において中等教育を修了（卒業）後、それがバカロレアに相当する資格として認められたことにより、フランスの高等教育機関に進学した学生と言える。そのため、この非バカロレア取得外国人学生は、高等教育前の中等教育を外国で修めたことをもって留学生と定義する国際機関の方式に当てはまると考えられる。

フランスの教育に関する統計は、高等教育研究省及び教育省により収集・集計され、OECD など国際機関からの依頼による統計データの提出には高等教育研究省が責任を持つ。収集・集計された統計データは、教育・訓練・研究に関する統計資料（Repères et références statistiques）にまとめられ、毎年発表される。統計データの収集は、年に一度教育省によりすべての教育機関に対して行われ、外国人学生に関しては、教育課程に1年間または1学期間在籍しているものが統計の対象となる。正規の教育課程を前提とした統計であるため、

¹⁸ 英訳 Statistical references on education, training and research。公表されている資料はすべてフランス語による。

交換・短期留学生であっても、正規教育課程に在籍していれば統計データに反映される。教育省に提出された統計データは、高等教育研究省と共同で集計し、発表される。

フランスの教育省による統計調査は、語学学校及び大学等の高等教育機関附属の語学プログラムを対象としていないため、語学留学生に関する統計データは把握されていない。

3-1-7 国際機関: UIS¹⁹、OECD、Eurostat

国際的な学生流動性に関する統計を集計して公表している国際機関は UIS、OECD、Eurostat の 3 機関である。この 3 機関は共同で UOE Data Collection という調査を実施し、教育分野に関する統計データを各国政府から収集している。この調査は初等教育から高等教育までの就学率や男女比など、留学生数に限らず教育に関するすべての統計を網羅している。その中の高等教育における入学者数、在籍者数及び卒業生数の項目で、外国人学生数及び留学生数のデータを各国から収集・集計している。

UOE Data Collection は 3 つの国際機関が共同で実施しているが、実際には Eurostat が EU 加盟国を、OECD が EU 加盟国及び Non-EU 加盟国を含めすべての OECD 加盟国を、UIS がその他のすべての国々を担当している。例えば、日本は OECD に加盟しているため日本のデータに関しては OECD が責任を持つが、中国は OECD にも EU にも加盟していないので中国のデータは UIS が収集・集計する。

UOE Data Collection を実施するにあたり、UOE の 3 機関は共同で各項目の定義や入力の方法を定めたマニュアルを作成している。このマニュアルによると、留学生 (International students) と外国人学生 (Foreign students) の定義が受入国の視点から以下のように定められている。

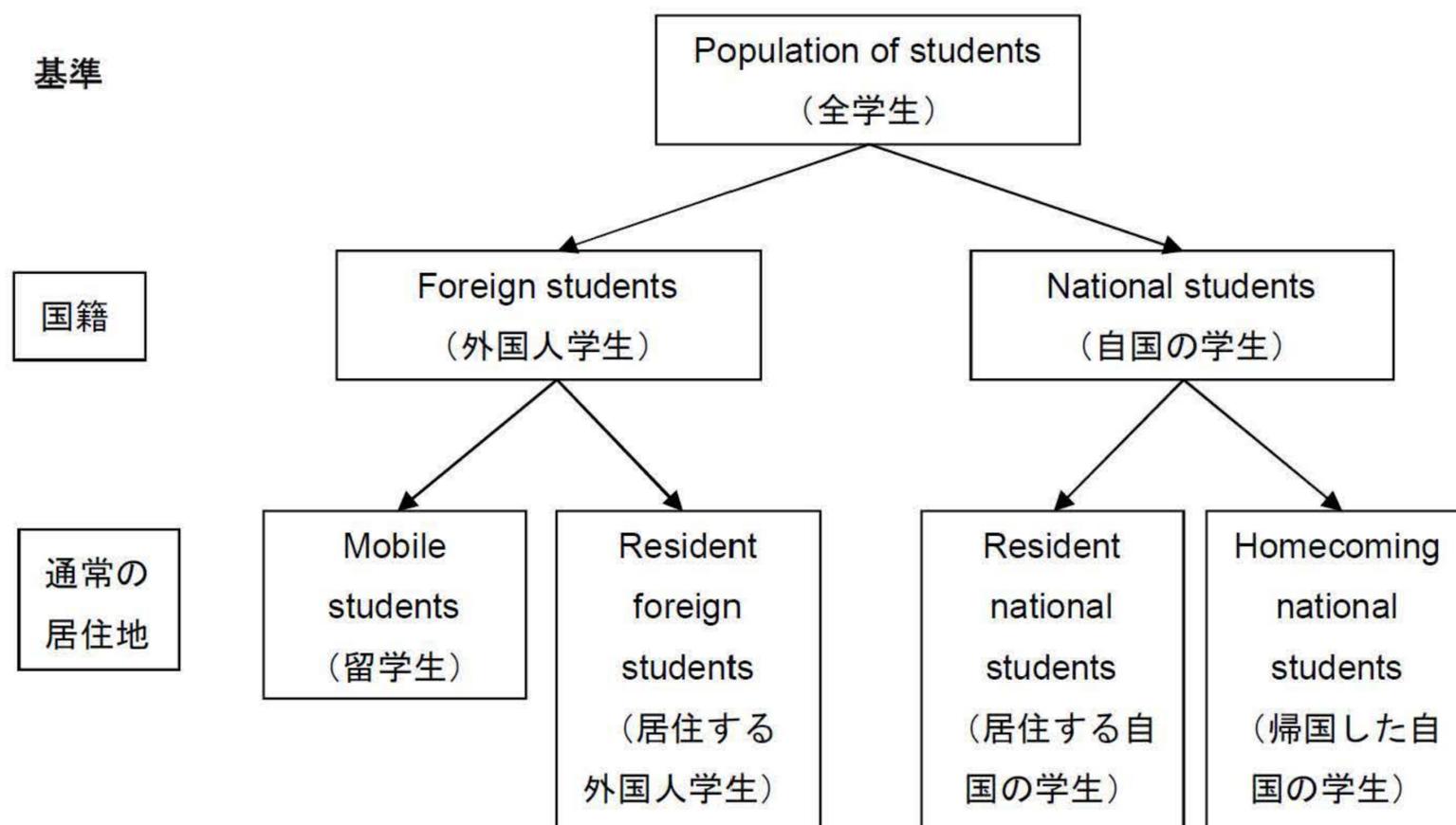
- 留学生：勉学を目的として、他の国から国境を越えて移動した学生
- 外国人学生：勉学する国の国籍を持たない外国籍の学生

「留学生」は、留学先の国の非永住者であること (non-permanent residence) 及び通常居住者ではないこと (non-usual residence)、または留学先と異なる国で直前の教育を修了 (卒業) したことで判断される。永住者か非永住者か、及び通常居住者か否かの定義は、学生ビザの取得有無、外国における主たる居住地の登録など各国の法令に基づく。「外国人学生」には移民や難民の子女など、勉学だけを目的とせずに居住する外国籍の学生を含む。

学生の国籍及び通常の居住地による分類方法は、以下のとおりである。

【図表 3-10】留学生・外国人学生の分類方法

¹⁹ UNESCO Institute for Statistics の略。



出典: UOE data collection on education systems manual

現在、留学生の定義に該当するのは、上記の図における Mobile students のみである。2005年ごろまで国際的な学生流動性の把握のために使われてきた外国人学生 (Foreign students) は、上記のように留学生 (Mobile students) だけでなく、当該国に居住する外国人学生 (Resident foreign students) も含むもので、現在の「留学生」の定義とは異なる。

UOE マニュアルの定義と基準によって留学生数及び外国人学生数を集計する際に、いくつかの注意すべき点がある。留学生数及び外国人学生数は、受入国における教育機関の在籍者数によって集計されている。在籍者数は通常、特定の日現在 (時点) の数、または年間を通じた積み上げにより集計される。そのため、1年以内の短期留学 (semester留学を含む) や大学間交流による交換留学など単位取得目的の留学の場合、調査時点の特定の日 (スナップショット) に在籍していない学生は留学生データに算入されないことがある (当該学年度を通して一学期でも在籍した単位取得目的の留学生すべてをカウントする場合は算入される)。また、英国やオーストラリアの大学が海外に多く設置しているオフショア (ブランチ) ・キャンパス²⁰の学生は本国 (この場合、英国やオーストラリア) の留学生ではなく、そのオフショア・キャンパスが所在する国内の大学の学生と同様に扱われる。つまり、当該オフショア (ブランチ) ・キャンパスが所在する国の国籍の学生 (National students) は自国 (国内) の学生となり、それ以外の国々からオフショア・キャンパスに勉強に来た場合には、キャンパスの所在する国の留学生となる。加えて、EU 諸国に多く見

²⁰ 大学が自国外 (外国) にブランチ・キャンパスを設置する形態。その外国のキャンパスですべての教育課程が実施され、本国と同様の学位取得が可能。

られるケースだが、毎日国境を越えて近隣の国の大学へ通学している学生は、実際に勉強目的のために国境を越えて移動しているため留学生とみなされる。

さらに、留学の目的や期間による基準にも注意が必要である。OECDは1年以上の在籍を伴う留学生数のデータを収集するため、学位取得目的及び単位取得目的の留学生が対象となる。一方、Eurostatは1年以上というような在籍期間に関わらず、単位取得目的と学位取得目的の留学生を対象として統計を収集している。よって、例えば1 Semester、半年間だけ在籍する単位取得目的の留学生は算入される。他方、UISは学位取得目的の留学生のみを対象としており、単位取得目的の留学生数に関する統計データを有していない。

3つの国際機関は UOE Data Collection により共同で各国からの学生流動性に関するデータを収集しているが、収集されて一つにまとめられたデータは国際機関ごとに保管し、各機関における優先事項やステークホルダーにより異なったデータ集積及び指標となる。

OECDでは、前述のとおり、2006年から「外国人学生」と「留学生」の定義を明確にし、それぞれ別のデータとして収集しながら、徐々に「留学生」のデータに焦点を移している。言わば、移行期間にあり、経年変化・動向分析の観点から、現在でも「外国人学生数」(留学生<Mobile students>だけでなく、受入国の国籍を持たずに居住する外国人学生<Resident foreign students>も含む)の定義に基づいた指標も「留学生」共に公表している。そのため、UISやEurostatの公表する数値と異なっている場合がある。ただし、旧来の「外国人学生数」の捉え方が国際的な学生の流動性を正しく反映していないため、2014年から、「留学生 (Mobile Students) 数」の定義に基づくデータの収集・集計により特化している。

EurostatがOECDやUISと異なるのは、留学期間に関わらず単位取得目的の留学生を対象に含めてデータを収集・集計している点である(学位取得目的の留学生も対象)。OECDが1年間以上の留学を対象として留学生のデータを収集していること、UISが学位取得目的の留学を対象として留学生のデータを収集しているのに対し、Eurostatが留学期間に関わらず単位取得目的の留学生の統計データに力を入れているのは特徴的である。さらに、Eurostatがデータ収集においてEU加盟国を担当していることから来る特徴がある。エラスムス・プログラムの普及とボローニャ・プロセスの発展から単位取得目的の留学生は、留学後に本国の(本籍)大学において留学中に取得した単位の認定が行われる。よって、この種の留学生に関するデータは基本的に送出国(本国)の本籍高等教育機関から収集される。単位取得目的の留学生に関するデータ収集をEUが重視するのは、エラスムス・プログラムやボローニャ・プロセスに代表される欧州圏内の学生の流動性を高める政策を積極的に行ってきたためである。特にEUでは、2020年までに大学の卒業生の20%以上が留学経験または海外での研修経験を持つことを目指しており²¹、今後ますます単位取得目的の留学生のデータ収集と分析が重要になってくる。

また、EurostatではUOEマニュアルのほかにEU規則 (Commission Regulation)²²を制定し、

²¹ The Learning Mobility in Higher Education 2020 Benchmark (LMHE2020)

²² Commission Regulation (EU) No 912/2013

データの収集に関して基準や方法などをさらに詳細に定めている。EU 規則に定められている事項は、以前は任意に従うものであったが、現在ではより正確なデータ収集のために EU 加盟国においては履行が義務となっている。この EU 規則の中で、留学生の定義は「出身国」に基づくと定めている。この「出身国」とは、高等教育の直前の教育を受けた国、つまり後期中等教育を修了した国のことを指すと明記している。外国人であっても後期中等教育を修了した国と同じ国で継続して高等教育を受ける（進学する）場合、留学生には算入されないが、後期中等教育を修了した国が高等教育を受ける国と異なる場合には留学生となる。OECD や UIS が非居住権と直前の教育を受けた国との 2 つの基準を並列で適用するのに対し、Eurostat では後期中等教育を修了した「出身国」を第一に考え、もし後期中等教育を修了した国に関する情報が得られない場合には、代案として直前の居住地によって判断される。2016 年までは「出身国」の判断を各国の基準に任せることになっているが、2016 年以降の留学生データでは、後期中等教育を修了した「出身国」を共通の基準とする留学生定義で合意している。これは先述の留学生とは「勉学を目的として、他の国から国境を越えて移動した学生」という定義を EU の枠組みでより明確に示し、共通の定義として徹底するものと言える。

UIS の特徴は、各国の送出留学生数 (Outbound mobile students) に関連するデータを公表している点である。このデータは、各国における出身国別の受入留学生数を基に算出されている。そのため、中国のように受入留学生の「総数のみ」を報告していて、出身国別の内訳データを報告していない国への送出留学生数は含まれない。近年、日本だけでなく、多くの国々から中国への留学者数が増加しているが、その中国への送出留学生数に関するデータが UIS の統計に含まれていないのは残念である。

また、UIS が OECD や Eurostat と大きく異なるのは、データ収集を担当する国の数とその種類の多さである。UOE Data Collection において UIS が担当するのは、OECD 加盟国と EU 加盟国を除いた約 150 カ国であり、その大半が発展途上国である。発展途上国では統計データの収集方法や仕組みが確立されていない場合が多く、しばしば定義に基づいた分類がされていなかったり、推定によるデータが報告されていたりと、比較可能なデータと言えるための質を伴わない場合が多い。そのため、データの検証並びに有効性や妥当性の確認のために多くの時間を要する。さらには、発展途上国からの学生流動性は学位取得目的の留学がその大部分を占め、単位取得目的や語学学校への留学は主要な留学形態ではない。そのため、UIS は学位取得目的の留学生のデータのみの特化して収集・集計している。UIS では特にアフリカやラテン・アメリカなどの発展途上国からのデータの質の向上に力を入れている。その一つの方法として、200 ページ以上にわたる UOE マニュアルによって各国の統計担当者に過度な負担をかけるのを避けるため、UIS ではオリジナルをベースに約 20 ページの簡略化したマニュアルを独自に作成している。

(http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=uriserv:OJ.L_.2013.252.01.0005.01.ENG)
を参照。

各国際機関の国際的な学生流動性に関する統計における「留学生」定義の相違点をまとめると、以下のとおりである。

【図表 3-11】 各国際機関の「留学生」定義などに関する相違点

	UIS	OECD	Eurostat
定義	非永住者、非居住者 異なる国で直前の教育を修了の両方を適用 勉学を目的として、他の国から国境を越えて移動した学生		後期中等教育を修了した「出身国」から勉学を目的として、国境を越えて移動した学生 (2016年以降厳密に適用)
留学生の種類	学位取得留学生のみ	1年以上在籍の留学	学位取得留学生、単位取得留学生の両方
指標	受入留学生数、送出留学生数の両方を公表	経年分析の関係から留学生(Mobile students)だけでなく、当該国に居住する外国人学生(Resident foreign students)も含む旧来の指標も掲載	受入留学生数、EU加盟国からの送出留学生数(受入国別)の両方を提示
データ収集の対象国	途上国を中心に世界約150カ国	OECD加盟国 (EU加盟国含む)	EU加盟国、及びEFTA加盟国
統計データの更新と適時性	年に3回更新 最新の統計データは2年前のもの	年に1度更新 最新の統計データは前年のもの(例えば2014年発表の統計は2013年のデータ)	

3-1-8 外国人留学生のカウントに関する提案

留学生は留学の目的と留学生を受入れる高等教育機関での位置づけにより、以下の3つに分類できる。

- ① 学位取得目的の留学生：学位課程の最低修了年限以上の在籍で留学ビザを取得
- ② 単位取得目的の留学生：主として1学期以上1学年以内在籍する交換・短期留学生や科目等履修生で留学ビザを取得
- ③ 受入れ機関での単位取得を伴わない留学生
 - (1) 主として数週間から1学期未満の留学でサマープログラムや短期研修の受講生などで留学ビザを取得しない
 - (2) 準備教育の受講生や研究生など、在籍が1年間に及ぶもので留学ビザを取得

これら3つのタイプの留学生について、外国人留学生留学生受入数の多い国々や国際機関の事例から基本統計としては、①と②がカウントされ、③は留学ビザを取得している場合、つまり③—(2)のみカウントされるのが妥当である。言い換えると、留学生としてカウントすべき基準は、まず留学ビザを取得して高等教育機関に在籍している外国人学生となる。そして、そのほとんどは学位または単位取得を目的として高等教育機関に在籍するが、

研究生や準備教育など単位取得や学位取得目的ではない外国人学生も留学ビザを取得していることを条件としてカウントすべきである。留学ビザを必要としない短期間（3 ヶ月未満）の留学や研修（受入れ高等教育機関での単位取得を伴わない）は、国際比較を前提とする統計資料上では、カウントすべきではない。ただし、諸外国から日本への留学動向を包括的に探るといふ点、または政策立案という観点からは重要なデータであるため、国内向けにはこの種の留学生のデータを継続して収集する意義は大きい。

世界的な影響力が大きい OECD など国際機関の留学生定義に準拠して留学生をカウントすることも国際比較の観点からは重要である。具体的には、留学生は勉学を目的として国境を越えて移動（流動）する学生（internationally mobile students）と定義し、後期中等教育を修了（卒業）した国から高等教育を受けるために異なる国に移動した場合に留学生としてカウントするという考え方である。この場合、自国民が外国で後期中等教育を修了（卒業）し、高等教育を受けるために本国に戻ってきた場合（home coming students）、「国境を越えて移動する学生」といふ点では、カウントすることも妥当であろう。

データ収集方法については、年度のある一定の時点（スナップショット）で在籍する留学生をカウントする場合と学事暦の年度（年間）を通して、留学生として在籍した履歴のあるものすべて（年度間に在学した留学生総数のヘッドカウント）をカウントする場合がある。前者の場合、データ収集時と異なる学期に在籍した留学生がカウントされないため、後者の方法をとるべきである。

語学学校に在学する留学生については、留学生受入れ先進国や国際機関における統計の状況及び国際比較を可能にするという点から高等教育機関に在籍する留学生とは別統計にすべきである。データの収集方法については、前述同様、年度（年間）を通して在籍した履歴のあるすべての留学生（総数のヘッドカウント）をカウントすべきであろう。日本の場合は、日本語学校を経て大学、短期大学、専門学校など高等教育機関に進学するケースが多いので、この種の留学生の動向について、包括的かつ精緻なデータを把握することが肝要である。また、前述の米国などの事例にある通り、ヘッドカウント（頭数集計）だけでなく、“student-weeks”（在籍した学生ごとに在学期間を週単位で掛け合わせたもので一人の学生が1週間在学すると1 student-week となる）という方法で統計を取ることも必要であろう。

＊本稿は、筆者が執筆、編集、監修に携わった『日本人海外留学生数に関する調査報告書』（日本学生支援機構より 2014 年 3 月刊行）から一部抜粋し、再構成とデータ更新をしたものである。